

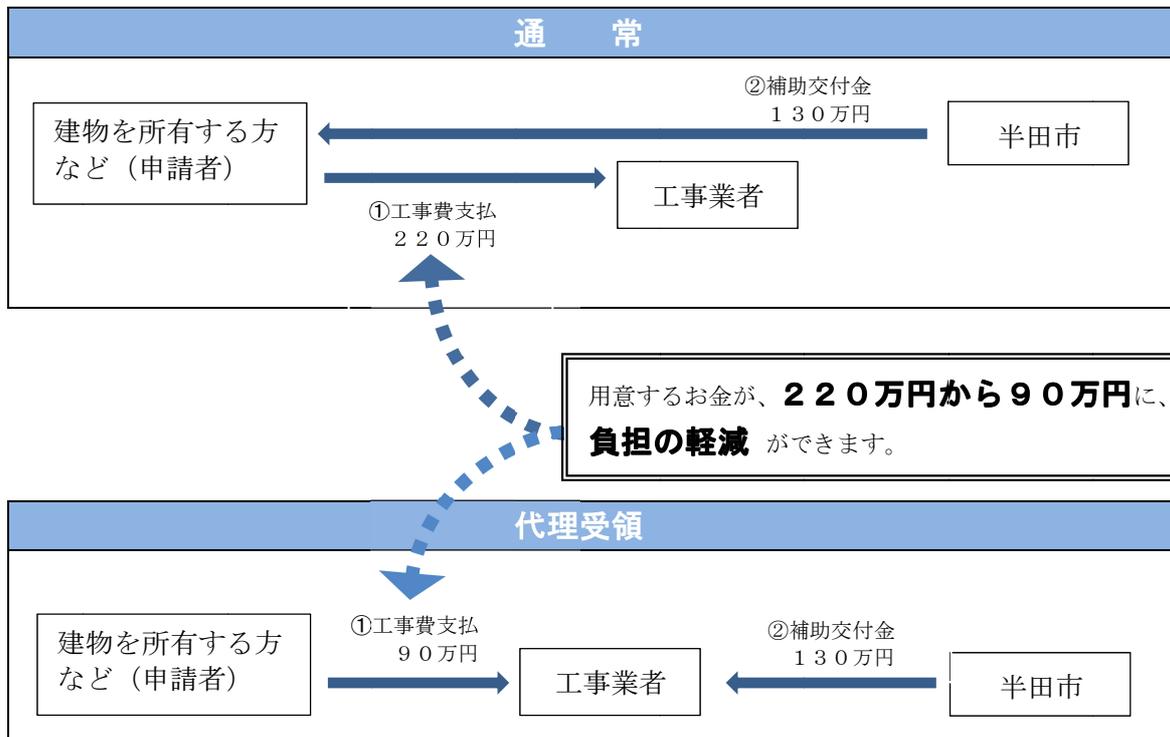
半田市耐震等関連事業補助金 代理受領のご案内

半田市では、平成30年度から耐震等関連事業補助金の代理受領ができるようになりました。

○代理受領とは？

建物を所有する方など（申請者）が半田市の補助金を受けて耐震改修工事等を行う場合に、補助金の受領を工事業者へ委任することで、補助金相当額が工事費から除かれます。申請者は、補助金相当額を除いた工事費用を用意すればよいため、自己で用意する資金の負担が少なくて済みます。

＜例＞工事220万円、補助金額130万円の場合



○代理受領ができる補助金は？

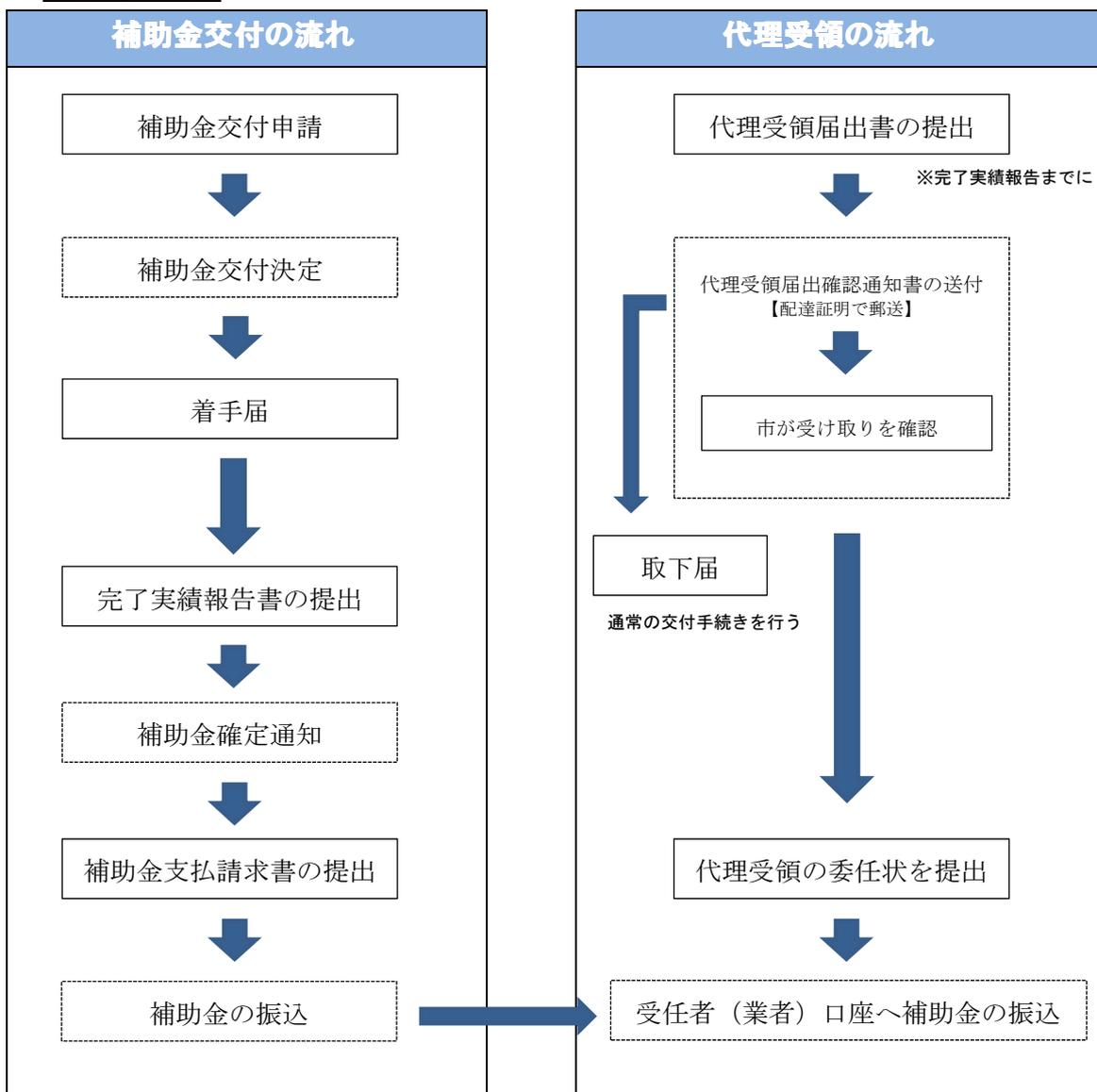
以下の補助金を受けて工事等を行う場合に代理受領ができます。

- ・ 民間木造住宅耐震改修費補助金
- ・ 非木造住宅・建築物耐震改修等補助金
- ・ 木造建築物取壊工事費補助金
- ・ ブロック塀等撤去費補助金
- ・ 耐震シェルター等設置費補助金
- ・ アスベスト対策費補助金

○代理受領したい方は

- ・補助金交付申請にあわせ別途書類の提出が必要です。
- ・代理受領の手続きの流れについては以下をご覧ください。
- ・申請者と工事業者が代理受領を行うことについて確実に合意してはなりません。双方でよく打合せのうえ決めてください。
- ・半田市では、代理受領を行うことについて申請者へ意思確認するため、代理受領届出確認通知書を配達証明で郵送します。受け取りが確認できない場合は、代理受領ができませんのでご注意ください。

○代理受領の流れ



○お問い合わせは 半田市 建築課 建築指導担当
TEL0569-84-0671 FAX0569-23-6061